

下請中小企業振興法の概要

1. 法律(昭和45年制定)

第1条目的、第2条定義、第3条振興基準、第4条指導及び助言

→下請中小企業の振興、取引の適正化

2. 下請等中小企業における課題

→不公正な取引条件

3. 未来志向型の取引慣行に向けて

→3つの基本方針と重点5課題

4. 下請適正取引等推進のためのガイドライン

→業界団体による「自主行動計画」

5. 令和2年度自主行動計画フォローアップ調査結果

→発注側と受注側との認識

6. 中小企業の知的財産・ノウハウの保護

→企業経営のあらゆるところに「知的財産」

以上

沖縄総合事務局経済産業部中小企業課
下請代金検査官 野原貞夫

抜粋

資料 16

下請中小企業振興法

(制定) 昭和45年12月26日法律第145号
 (改正) 昭和48年10月15日法律第115号
 (改正) 平成 7年 3月 1日法律第 55号
 (改正) 平成11年 3月31日法律第 18号
 (改正) 平成11年12月 3日法律第146号
 (改正) 平成11年12月22日法律第160号
 (改正) 平成15年 6月18日法律第 86号
 (改正) 平成17年 7月26日法律第 87号
 (改正) 平成18年 6月 2日法律第 50号
 (改正) 平成19年 6月 1日法律第 70号
 (改正) 平成23年 6月24日法律第 74号
 (改正) 平成25年 6月21日法律第 57号
 (改正) 平成27年 5月27日法律第 29号
 (改正) 令和 3年 6月16日法律第 70号

(目的)

第1条 この法律は、下請中小企業の経営基盤の強化を効率的に促進するための措置を講ずるとともに、下請企業振興協会による下請取引のあつせん等を推進することにより、下請関係を改善して、**下請関係にある中小企業者が自動的にその事業を運営し、かつ、その能力を最も有効に發揮することができるよう下請中小企業の振興を図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。**

(定義)

第2条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 資本金の額又は出資の総額が**3億円以下**の会社並びに常時使用する従業員の数が**300人以下**の会社及び個人であつて、**製造業、建設業、運輸業**その他の業種（次号に掲げる業種及び第3号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
 - 二 資本金の額又は出資の総額が**5000万円以下**の会社並びに常時使用する従業員の数が**100人以下**の会社及び個人であつて、**サービス業**（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
 - 三 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの
 - 四 企業組合
 - 五 協業組合
- 2 この法律において「親事業者」とは、法人にあつては資本金の額若しくは出資の総額が自己より小さい法人たる中小企業者又は常時使用する従業員の数が自己より小さい個人たる中小企業者に対し次の各号のいずれかに掲げる行為を委託することを業として行うもの、個人にあつては常時使用する従業員の数が自己より小さい中小企業者に対し次の各号のいずれかに掲げる行為を委託することを業として行うものをいう。
- 一 その者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくは業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造又はその者が業として使用し若しくは消費する物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料の製造
 - 二 その者が業として行う販売又は業として請け負う製造の目的物たる物品又はその半製品、部品、附属品若しくは原材料の製造のための設備又はこれに類する器具の製造（前号に掲げるものを除く。）又は修理
 - 三 その者が業として請け負う物品の修理の行為の全部若しくは一部又はその者がその使用する物品の修理を業として行う場合におけるその修理の行為の一部（前号に掲げるものを除く。）
 - 四 その者が業として行う提供若しくは業として請け負う作成の目的たる情報成果物の作成の行為の全部若しくは一部又はその者が業として使用する情報成果物の作成の行為の全部若しくは一部
 - 五 その者が業として行う提供の目的たる役務を構成する行為の全部又は一部
- 3 この法律において「情報成果物」とは、次に掲げるものをいう。
- 一 プログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。）
 - 二 映画、放送番組その他影像又は音声その他の音響により構成されるもの
 - 三 文字、図形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合により構成されるもの
 - 四 前3号に掲げるもののほか、これらに類するもので政令で定めるもの

- 4 この法律において「下請事業者」とは、中小企業者のうち、法人にあつては資本金の額若しくは出資の総額が自己より大きい法人又は常時使用する従業員の数が自己より大きい個人から委託を受けて第2項各号のいずれかに掲げる行為を業として行うもの、個人にあつては常時使用する従業員の数が自己より大きい法人又は個人から委託を受けて同項各号のいずれかに掲げる行為を業として行うものをいう。
- 5 この法律において「特定下請事業者」とは、下請事業者のうち、その行う事業活動についてその相当部分が長期にわたり特定の親事業者との下請取引に依存して行われている状態として経済産業省令で定めるもの（以下「特定下請取引への依存の状態」という。）にあるものをいい、「特定親事業者」とは、特定下請事業者についての当該特定の親事業者をいう。
- 6 この法律において「特定下請連携事業」とは、2以上の特定下請事業者が有機的に連携し、当該特定下請事業者のそれぞれの経営資源（設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。以下同じ。）を有効に活用して、新たな製品又は情報成果物の開発又は生産若しくは作成、新たな役務の開発又は提供、製品又は情報成果物の新たな生産若しくは作成又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、特定親事業者以外の者との下請取引その他の取引を開始し又は拡大し、当該特定下請事業者のそれぞれの事業活動において特定下請取引への依存の状態の改善を図る事業をいう。

（振興基準）

- 第3条 経済産業大臣は、下請中小企業の振興を図るために下請事業者及び親事業者によるべき一般的な基準（取「振興基準」という。）を定めなければならない。**
- 2 振興基準には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 下請事業者の生産性の向上及び製品若しくは情報成果物の品質若しくは性能又は役務の品質の改善に関する事項
 - 二 発注書面の交付その他の方法による親事業者の発注分野の明確化及び親事業者の発注方法の改善に関する事項
 - 三 下請事業者の施設又は設備の導入、技術の向上及び事業の共同化に関する事項
 - 四 対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項
 - 五 下請事業者の連携の推進に関する事項
 - 六 下請事業者の自主的な事業の運営の推進に関する事項
 - 七 下請取引に係る紛争の解決の促進に関する事項
 - 八 下請取引の機会の創出の促進その他下請中小企業の振興のため必要な事項
 - 3 振興基準は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する小規模企業者の下請取引の実態その他の事情を勘案して定めなければならない。
 - 4 経済産業大臣は、振興基準を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（指導及び助言）

- 第4条 主務大臣は、下請中小企業の振興を図るために必要があると認めるときは、下請事業者又は親事業者に対し、振興基準に定める事項について指導及び助言を行なうものとする。**

（振興事業計画）

- 第5条 親事業者及びその1若しくは2以上の下請事業者又はその構成員の大部分が当該親事業者の下請事業者である事業協同組合その他の団体（以下「下請事業者等」という。）は、当該親事業者の発注分野の明確化、当該1若しくは2以上の下請事業者又は当該団体の構成員である当該親事業者の下請事業者の施設又は設備の導入、共同利用施設の設置、技術の向上及び事業の共同化その他の下請中小企業の振興に関する事業（以下「振興事業」という。）について下請中小企業振興事業計画（以下「振興事業計画」という。）を作成し、これを主務大臣に提出して、当該振興事業計画が適当である旨の承認を受けることができる。**
- 2 振興事業計画には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 振興事業の目標及び内容
 - 二 振興事業の実施時期
 - 三 振興事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法
 - 3 親事業者は、下請事業者等が振興事業計画の作成について協議したい旨を申し出たときは、当該下請事業者等と協議し、振興事業計画の作成に協力しなければならない。

（承認の基準）

- 第6条 主務大臣は、前条第1項の承認の申請があつた場合において、当該振興事業計画が次の各号に該当するものであると認めるときは、同項の承認をするものとする。**

下請振興法の 「振興基準」とは？



下請振興法の「振興基準」とは？



親事業者と下請事業者の、**望ましい取引関係**を定めています。



下請法とは異なり、資本金が自己より小さい中小企業者に対して
製造委託等を行う**幅広い取引**が対象となります。

※「振興基準」：下請中小企業振興法第3条第1項に基づき、経済産業大臣が制定。

1

親事業者と下請事業者は共存共栄！

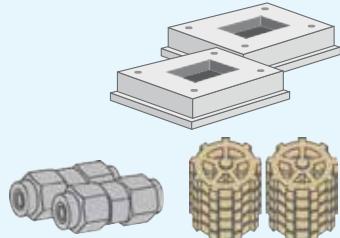
親事業者は、「働き方改革」や生産性の向上に取り組むことが出来るよう、下請事業者への訪問や面談を欠かさないように心がける。



2

発注内容は明確にしましょう！

- 親事業者は、継続的な取引を行う下請事業者に対して、安定的な生産が行えるよう長期発注計画を提示し、発注の安定化に努める。
- 発注内容を変更するときは、不当なやり直しが生じないよう十分に配慮する。
- 取引の停止、又は大幅に減少しようとする場合には、経営に影響を及ぼさないよう十分な猶予を持って予告する。



3

情報化に向けて積極的に対応しましょう！

- 下請事業者は、業務効率化のため、セキュリティ対策をし、業務の情報化に積極的に取り組んでいくものとする。
- 親事業者は、下請事業者の情報化に向けた取組を支援し、自らも情報化への対応に努めるものとする。

例えば…

- 責任者の配備や企業内システムの改善
- 電子受発注や電子的な決済等の導入



4

一方的な原価低減要請は止めましょう！

親事業者は、原価低減要請をするとき、経済合理性や十分な協議を欠いた要請はしない。

例えば…

- 原価低減目標の数値のみを提示する。
- 原価低減要請に応じることを発注継続の前提とする。
- 文書や記録を残さない(口頭で削減幅を示唆)等



5

対価には、労務費が上昇した影響を反映しましょう！

親事業者は、取引対価の見直し要請があった場合には、人手不足や最低賃金の引き上げなどによる労務費の上昇について、その影響を反映するよう協議する。

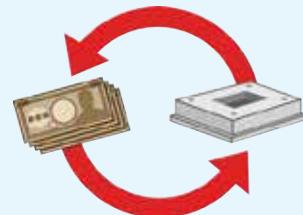
賃金・労務費



6

金型・木型などの型取引の適正化に努めましょう！

- 型の製造や型を用いた製品や部品等の製造を委託するときは、「**型取引の適正化推進協議会報告書**」を踏まえ、双方で十分に協議し、下請事業者に不利益が及ぼないようにする。
- 「**型の取扱いに関する覚書**」を利用するなどして**取引条件を明確**にする。
- 型を製造委託したときは、**型の引き渡し前までに代金を一括**で支払う。
- 不要な型は、速やかに廃棄又は返却し、保管させる場合は、費用を支払う。



7

支払いは現金！手形の場合、親事業者が割引料の負担をしましょう！

- 下請代金の支払いは**可能な限り現金**にする。
- 手形などによる場合は、**割引料を下請事業者に負担させ**ることがないようにする。
- 手形サイトは**60日以内**とするように努める。
- 大企業は率先して、**大企業間の取引においても手形払いの現金化**などの支払条件の見直しなどを進める。
- 親事業者が型を製造委託した場合、下請事業者に代金を**60日以内**に支払う。
- 型を下請事業者が保管する場合、**代金の支払方法**は下請事業者と十分協議し、**一括払い**の要望があれば速やかに支払うよう努める。



8

業界で自主行動計画を作り、親事業者は積極的に協力しましょう！

- 親事業者、下請事業者ともに下請ガイドラインを守る。親事業者は下請ガイドラインの内容に即して、マニュアルや社内ルールを整備し、自社の調達において徹底させる。
- 業界団体は、サプライチェーン全体の「**取引適正化**」と「**付加価値向上**」を図るため、**自主行動計画**を策定する。親事業者はそれに積極的に協力する。

※令和3年8月末時点での自動車、素形材、機械製造、航空宇宙、繊維、電機・情報通信機器、情報サービス・ソフトウェア、流通、建材・住宅設備、紙・加工、金属、化学、警備、放送、コンテンツ、トラック運送、建設、金融の17業種51団体が自主行動計画を策定・公表。



9

親事業者も下請事業者も共に「働き方改革」に取り組みましょう！

- やむを得ず短納期発注や急な仕様変更などを行う場合には、残業代等の適正なコストは親事業者が負担する。
- 親事業者は、下請事業者の「働き方改革」を阻害する不利益となるような取引や要請は行わない。

例えば…

- 無理な短納期発注への納期遅れを理由とした受領拒否や減額
- 納期や工期の過度な年度末集中



10

親事業者は下請事業者の「事業承継」に協力しましょう！

- 下請事業者の円滑な事業承継実施に向けて、経営改善支援、後継者の育成、引継先のマッチング支援など積極的な役割を果たすこと。
- 下請事業者も事業承継計画の策定など、事業継続に向けた計画的な取組を行う。



11

天災等緊急事態に備え、災害時には協力して行動しましょう！

- 自然現象による災害など緊急事態の発生により、サプライチェーンが寸断されることがないように、連携して事業継続計画(BCP)の策定や事業継続マネジメント(BCM)の実施に努める。

天災等が発生した場合…

- 下請事業者は速やかに被害状況を親事業者に知らせる。
- 親事業者は天災等発生後、下請事業者の被害状況を確認して、一方的な負担を押し付けることがないように注意する。
- 親事業者は被害を受けた下請事業者が事業活動の維持又は再開する場合、出来る限り取引関係の継続や優先的な発注など配慮する。



12

知財・ノウハウ等の取引の適正化に努めましょう！

- 親事業者は、契約上知り得た下請事業者の知的財産権等の取扱いに関して、下請事業者に損失を与えることのないよう、十分な配慮を行うものとする。
- 知的財産の取引の適正化のため、「**知的財産取引に関するガイドライン**」や付属資料「**契約書ひな形**」に基づいて取引を行う。



取引条件改善に向けた取組みについてはコチラ

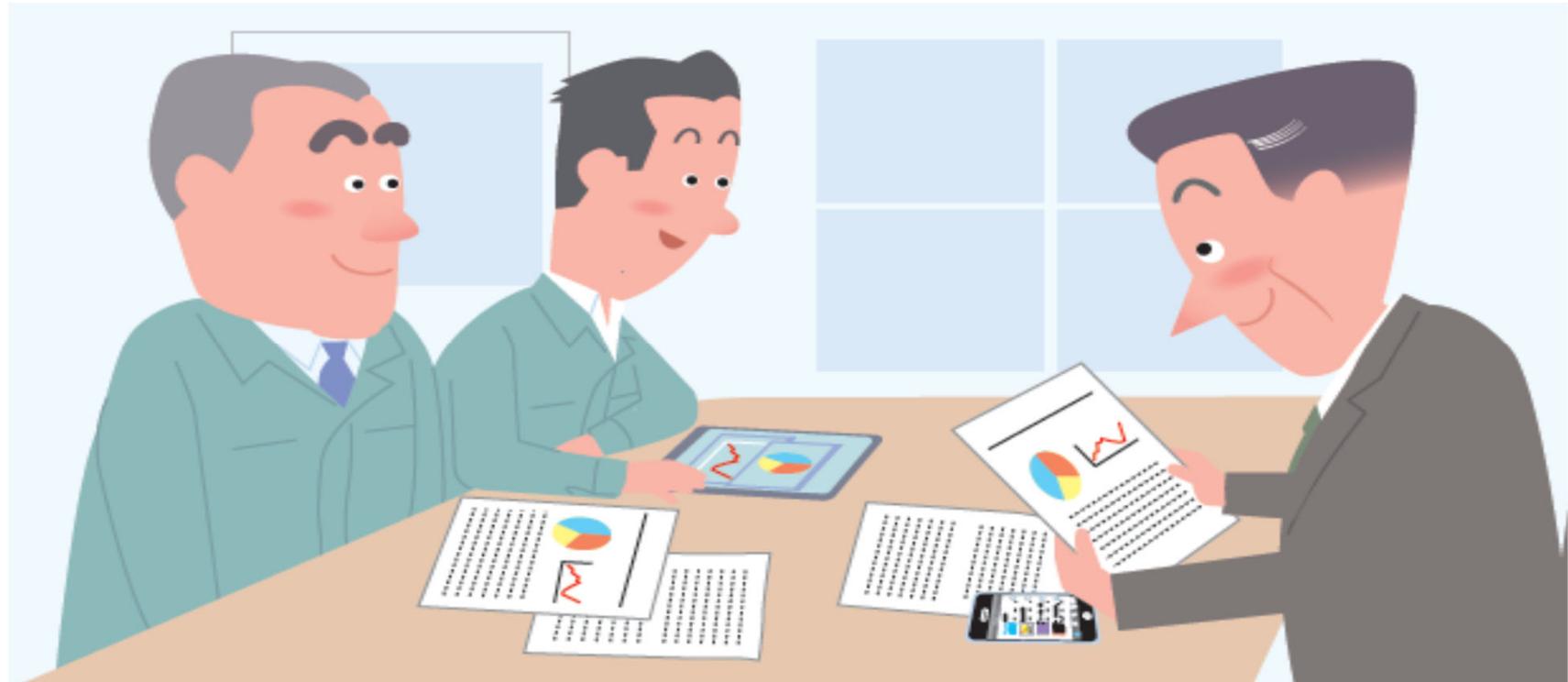
▶ 未来志向型の取引慣行に向けて

検索

(本件に関する問い合わせ先)中小企業庁 取引課 TEL 03-3501-1669

以下はこの資料から抜粋
しました。

下請等中小企業の取引条件改善への取組について



令和3年9月
中小企業庁

3. 下請等中小企業における課題～不公平な取引条件～

- 官邸会議での議論を踏まえ、下請取引等の実態把握のため、平成27年12月から平成28年3月までの間で、①大企業1万5千社以上に対する書面調査、②中小企業約1万社に対するWEB調査、③下請等中小企業へのヒアリング及びアンケート調査を実施。
- 調査の結果、**不合理な原価低減要請**や、**金型の保管や手形の割引など、下請等中小企業へのしわ寄せが多く存在する**ことが判明。

<調査によって得られた具体的な問題点>

I. 価格関係

○品質は当たり前に高いモノが要求される中、ひたすら厳しい値下げ要請ばかりが来る。自分達が苦しいときは「もっと下げて」と言われ、好調な時も「量を出すのでもっと下げて」と言われる。

○光熱費、原材料費などの値上げを申請すると、「他社はどこも言ってきてない」「貴社だけですよ」などと言われる。半期に一度の価格見直しがあり、文書ではなく口頭で目標値を言われる。回答はちらから社印を押して提出しているのであたかも「合意」のようになっている。

II. コストのしわ寄せ

○工場の建屋内や屋外の相当部分が金型の保管スペースとなっており、ラックに入りきらずに野ざらしになっているものも多數。親事業者に廃棄や返却、保管料負担の話しをするが、「待って欲しい」と言われているだけで何も対応してもらえない。

○金型の製造やメッキ等を同業他社の中小企業に委託しているが、支払いは全て現金。しかし、製品を納めた後、大企業からは長期手形（120日）による支払いを受け、いつも資金繰りに苦慮している。

III. 不合理な行為

○増産の依頼があり、数千万円程度の投資したが、その後、発注がなくなった。契約上、類似品の加工は不可という制約がついており、事実上、専用ラインのため、困っている。

4. 「未来志向型の取引慣行に向けて」について

3つの基本方針

- (1) 親事業者による不適正な行為に対して厳正に対処し、**公正な取引環境を実現**する。
- (2) **親事業者・下請事業者双方の「適正取引」や「付加価値向上」につながる望ましい取引慣行等を普及・定着させる。**
- (3) **サプライチェーン全体にわたる取引環境の改善や賃上げできる環境の整備**に向けた取組を図る。

重点5課題

本来は親事業者が負担すべき費用等を下請事業者に押しつけることがないよう、徹底する。

価格決定方法の適正化

一律○%減の原価低減を要請される、
労務費上昇分が考慮されない、等

コスト負担の適正化

量産終了後に長期間に渡って無償で
金型の保管を押しつけられる、等

支払条件の改善

手形等で支払いを受ける比率が高い、
割引コストを負担せざるを得ない、等

働き方改革のしわ寄せ防止

短納期発注・急な仕様変更にもかかわらず
適正なコストが負担されない、等

知的財産・ノウハウの保護

親事業者が自社のノウハウを無断で使って
内製化してしまった、等

業種横断的なルールの明確化・厳格な運用（横軸）

ルール

内容

下請代金支払遅延等防止法

➢ 取引内容と資本金規模によって親事業者と下請事業者を定義づけ、親事業者の義務と禁止行為を規定。

下請中小企業振興法
「振興基準」

➢ 下請中小企業の振興のため、「**振興基準**」で親事業者と下請事業者の望ましい取引慣行等を具体的に提示。

業種別の自主行動計画の策定等（縦軸）

- (1) 産業界に対し**「自主行動計画」**の策定と着実な実行を要請とともに、毎年、策定団体自らフォローアップ調査を行う。
(令和3年7月時点で17業種51団体が策定)
- (2) 国が定める業種別**下請ガイドライン**の策定・改訂。(令和3年4月時点で18業種策定)

7. 下請適正取引等推進のためのガイドライン

- 下請法運用基準・下請振興法振興基準の改正や通達の見直しなどを踏まえて、
下請ガイドラインの改訂を適宜実施。
- 現在、**18業種**について策定済み。

下請ガイドラインとは？

「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」は、下請事業者と親事業者との間で適正な下請取引が行われるように、**国（経済産業省、国土交通省、総務省、農林水産省など業所管省）が策定したガイドライン。**
各業界の特性に応じて、下請代金法で問題となり得る行為や望ましくない取引慣行の他、ベストプラクティス事例（理想的な好ましい取引事例）なども例示。

業種	ガイドライン名称	
製造	素形材	素形材産業取引ガイドライン
製造	自動車	自動車産業適正取引ガイドライン
製造	産業機械・航空機等	産業機械・航空機等における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
製造	繊維	繊維産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
製造	電気・情報通信機器	情報通信機器産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
情報	情報サービス・ソフトウェア	情報サービス・ソフトウェア産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
サービス	広告業	広告業界における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
建設	建設業	建設業法令遵守ガイドライン
製造	建材・住宅設備産業	建材・住宅設備産業取引ガイドライン

業種	ガイドライン名称	
運輸	トラック運送業	トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン
情報	放送コンテンツ	放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン
製造	金属産業（旧鉄鋼）	金属産業取引適正化ガイドライン
製造	化学産業	化学産業適正取引ガイドライン
製造	紙・紙加工業	紙・紙加工産業取引ガイドライン
製造	印刷業	印刷業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
情報	アニメーション製作業	アニメーション制作業界における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
食品	豆腐・油揚製造業	食品製造業・小売業の適正取引推進ガイドライン～豆腐・油揚製造業～
食品	牛乳・乳製品	食品製造業・小売業の適正取引推進ガイドライン～牛乳・乳製品～

8. 業界団体による「自主行動計画」（令和3年7月時点）

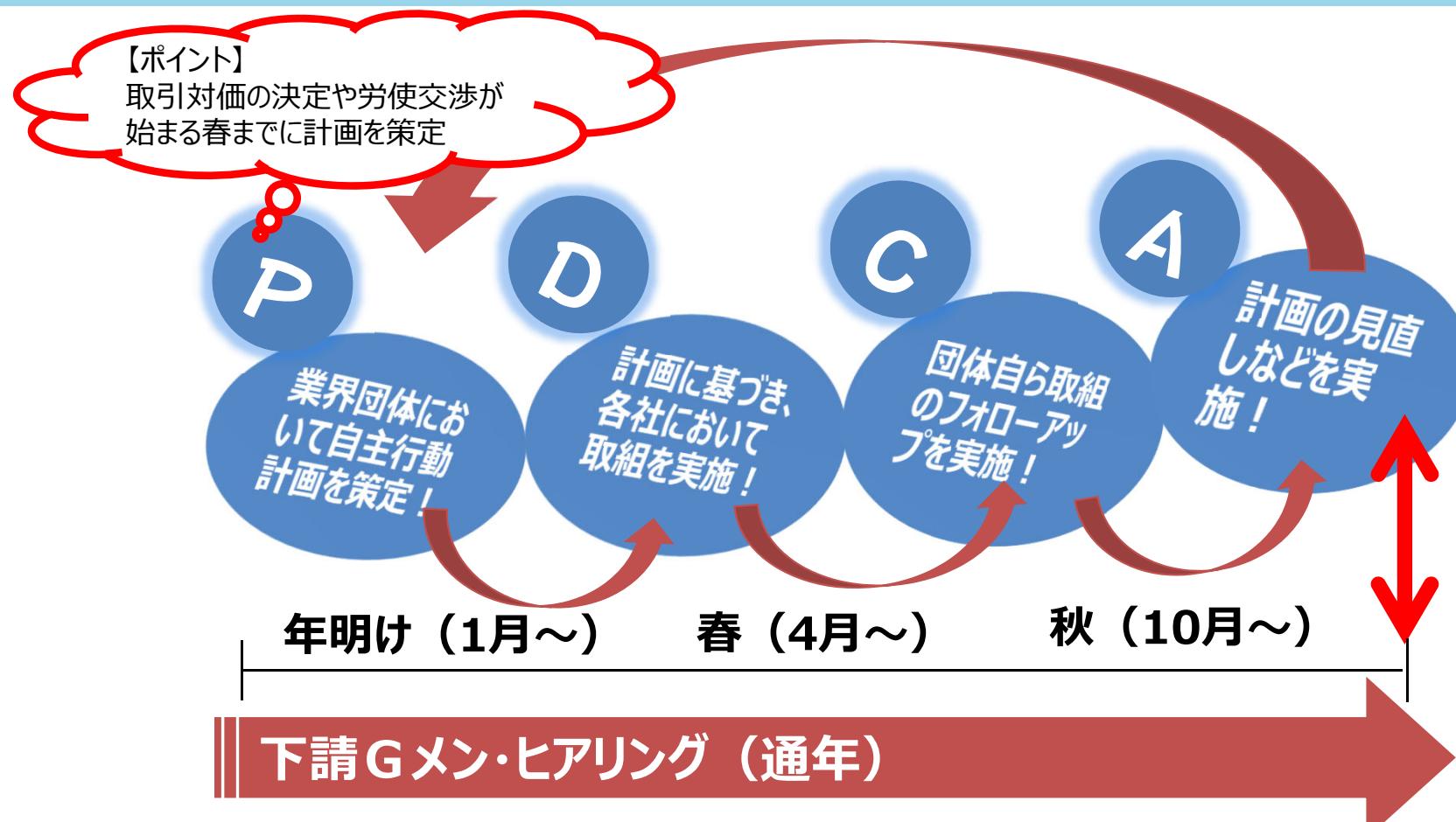
- 経済産業大臣から業界団体に対して、サプライチェーン全体での「取引適正化」と「付加価値向上」に向けた**自主行動計画の策定と着実な実行を要請**。
- 自動車業界をはじめとし、主要産業界の**17業種51団体**が計画を策定し公表（令和3年7月時点）。
- 着実な実行とともに、毎年、**策定団体自らがフォローアップ調査を実施**し、更なる改善へ。

業種	団体名
自動車	日本自動車工業会 日本自動車部品工業会
素形材（9団体連名）	日本金型工業会／日本金属熱処理工業会／ 日本金属プレス工業協会／日本金属プレス工業協会／ 日本ダイカスト協会／日本鍛造協会／日本铸造協会／ 日本鍛錆鋼会／日本粉末冶金工業会／ 素形材センター
機械製造業	日本建設機械工業会　日本産業機械工業会 日本工作機械工業会　日本半導体製造装置協会 日本ロボット工業会　日本計量機器工業連合会 日本分析機器工業会
航空宇宙工業	日本航空宇宙工業会
繊維（2団体連名）	日本繊維産業連盟／ 繊維産業流通構造改革推進協議会
紙・紙加工業	日本製紙連合会　全国段ボール工業組合連合会
電機・情報通信機器	電子情報技術産業協会（JEITA） ビジネス機械・情報システム産業協会 情報通信ネットワーク産業協会 日本電機工業会 カメラ映像機器工業会

業種	団体名
情報サービス・ソフトウェア	情報サービス産業協会
流通業	スーパー、コンビニ、ドラッグストア等の小売業 日本スーパー・マーケット協会 新日本スーパー・マーケット協会 日本フランチャイズチェーン協会 日本チェーンドラッグストア協会 日本ボランタリーチェーン協会 日本DIY・ホームセンター協会
建材・住宅設備	日本建材・住宅設備産業協会
金属産業	日本電線工業会　日本鉄鋼連盟 日本アルミニウム協会　日本伸銅協会
化学産業（6団体連名）	日本化学工業協会／塩ビ工業・環境協会／ 化成品工業協会／石油化学工業協会／ 日本ゴム工業会／日本プラスチック工業連盟
警備業※警察庁より要請	全国警備業協会
放送コンテンツ業※総務省より要請	放送コンテンツ適正取引推進協議会
トラック運送業※国交省より要請	全日本トラック協会
建設業※国交省より要請	日本建設業連合会
金融業	全国銀行協会

9.更なる取組の浸透と業種の拡大（PDCAサイクルの実施）

- 自主行動計画は策定して終わりではなく、**PDCAサイクルを回し、サプライチェーン全体での浸透を図っていく**ことが重要である。
- また、下請中小企業の取引条件改善に向けて、既存業種だけではなく、**他の業種にも自主行動計画の取組を広げていく**ことが必要である。
- 取引条件改善に向けた取組を通じて把握した取引実態等を踏まえ、令和3年3月31日に下請中小企業振興法の「**振興基準**」を改正。これを踏まえ、**自主行動計画の改定**を要請。



10. 令和2年度自主行動計画フォローアップ調査結果概要

- 経産省所管の自主行動計画策定業種（12業種44団体）が令和2年9～11月に調査を実施。
- 「未来志向型の取引慣行に向けて」の重点三課題について、「不合理な原価低減要請」、「型管理の適正化」については改善。
- 一方、下請代金の支払条件については、「現金払い化」「手形等のサイト短縮」のいずれも若干悪化しており、今後の課題。※なお、本調査は当該年度内での実施状況について、各項目ごとに調査。
(回答例：①概ねできた（実施済）、②一部できた（実施中）、③できなかつた（未実施）の3択)
- 認識のズレの解消等を目的に、取引問題小委員会にて、策定業界団体が一堂に会し、公開の場で調査結果等について議論。

＜重点三課題 改善割合＞

設問	発注／受注	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
①不合理な原価低減要請を行わない／受けていない （「実施済」と答えた企業の割合）	発注	81%	81%	86%	89%
	受注	40%	51%	56%	59%
②－1 型管理の適正化（※1） 型の <u>返却・廃棄</u> の促進（※「概ねできた」と答えた企業の割合）	発注	39%	39%	50%	55%
	受注	23%	15%	18%	22%
②－2 型管理の適正化（※1） 型の <u>保管費用</u> の発注側負担（※「概ねできた」と答えた企業の割合）	発注	32%	40%	44%	48%
	受注	17%	13%	14%	17%
③－1 下請代金をすべて現金で 支払っている／受け取っている	発注	49%	53%	57%	52%
	受注	26%	28%	30%	27%
③－2 下請代金支払の手形等のサイトが60日以内（※2）	発注	14%	13%	18%	15%
	受注	10%	12%	14%	11%

※1 ②-1、②-2について、電機・情報通信機器は、発注側・受注側の区別がないため、30年度の集計のみ除外。

※2 ③-2手形サイトにおいては、「60日以内」の割合は回答項目「30日以内」「60日以内」の合計から算出。

【参考】自主行動計画フォローアップ調査結果

- 取引対価へのコストの反映状況については、発注・受注間で、認識に30ポイント以上の差がある。
- 「型管理の適正化」については、発注・受注ともに、「改善された・やや改善された」との回答が半数以上を占め、着実に改善している。

①適正な価格決定

- ・取引対価へのコストの反映状況について、全体として改善傾向。
- ・一方で、発注側と受注側での認識のズレは、依然30ポイント以上の差がある。

<取引対価に「概ね反映できた」割合>

労務費			原材料価格			エネルギー価格			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
発注側	57%	68%	74%	69%	77%	80%	55%	68%	73%
受注側	20%	27%	36%	36%	37%	47%	21%	27%	33%

②型管理の適正化

- ・1年前からの改善状況について、「改善された」「やや改善された」との回答が、発注・受注ともに、半数以上を占め、「改善されていない」との回答を大きく上回っている。
- ・改善内容は、発注・受注ともに、「不要な型の廃棄が実現した」の回答が最多。

<直近一年間での型管理に関する改善状況>

	改善された	やや改善された	改善されていない	型管理の課題はない
発注側	30%	36%	9%	25%
受注側	11%	45%	28%	16%

【参考】自主行動計画フォローアップ調査結果

- 「支払条件」については、発注・受注ともに、「全て現金払い」の割合は若干悪化。
- 手形サイトは、大半が「90日以内」もしくは「120日以内」に偏っている。
- 大企業間取引の現金払い化については、取組が進んでいない。
- 「働き方改革」の影響については、特に影響はないという回答が最も多い。しかし、短納期発注等によるコストの適正負担については、発注・受注間で認識にズレがある。

③支払条件

- ・発注・受注ともに、「全て現金払い」は若干悪化。
- ・手形サイトについては、発注・受注ともに「60日以内」の割合が減少。大半が「90日以内」もしくは「120日以内」に偏っている状況。
- ・大企業間の取引においては、発注側の「全て現金払い」の回答率が35%で変化なし。

<下請事業者への支払条件(全て現金払いの割合)>

「全て現金払い」の割合	平成30年度	令和元年度	令和2年度
発注側	53%	57%	52%
受注側	28%	30%	27%

<下請事業者への支払条件(手形サイト60日以内の割合)>

「60日以内」の割合	平成30年度	令和元年度	令和2年度
発注側	13%	18%	15%
受注側	12%	14%	11%

④働き方改革

- ・発注側企業・受注側企業ともに、「特に影響はない」という回答が最も多い。
- ・影響があるものとしては、「急な対応の依頼の増加」や「短納期での発注の増加」が挙げられている。
- ・短納期発注や急な仕様変更があった場合に発生したコストを発注側が適正に負担したかどうかについて、「概ねできた」との回答率は、発注側(30%)と受注側(16%)で14ポイントの差が存在。

11. 下請中小企業ヒアリングの実施概要

- 平成29年から**下請Gメン（取引調査員）**を配置し、現在120名体制で年間4,000件超の下請等中小企業を訪問して親事業者等との取引実態についてのヒアリングを実施。
- 平成29年1月から令和3年3月まで、22,615件のヒアリングを実施。**(※)

(※)令和2年4月以降は電話でもヒアリングを行い、22,615件中8,649件は電話によりヒアリングを実施。

業種別 (最終取引上位業種により分類、下請事業者の判断による)

業種	件数	割合	業種	件数	割合
自動車	5,017件	22.2%	産業機械	3,809件	16.8%
電機・情報通信機器	2,423件	10.7%	流通	777件	3.4%
建設機械	666件	2.9%	繊維	652件	2.9%
情報サービス・ソフトウェア	645件	2.9%	工作機械	606件	2.7%
素形材	210件	0.9%	半導体製造装置	414件	1.8%
航空宇宙	87件	0.4%	その他の製造業	4,016件	17.8%
その他の非製造業	2,610件	11.5%	不明等	683件	3.0%

資本金別

資本金	件数	割合
1億円超	309件	1.4%
5000万円超～1億円以下	2,393件	10.6%
1000万円超～5000万円以下	8,963件	39.6%
1000万円以下	10,950件	48.4%

地域別

地域	件数	割合	地域	件数	割合
北海道	1,288件	5.7%	中国	1,483件	6.6%
東北	1,551件	6.9%	四国	788件	3.5%
関東	9,885件	43.7%	九州	1,402件	6.2%
中部	2,961件	13.1%	沖縄	309件	1.4%
近畿	2,948件	13.0%			

12. 下請Gメンヒアリング等で把握した事例

- 下請Gメンヒアリング等において、型取引の保管料が支払われるようになった、支払いが手形から現金になったなどの好事例が見られる一方、足下でも問題のある事例もあがつてきている。

【凡例】○：よい事例、▲：問題のある事例、（）内は親事業者の業種/聴取時期

①【価格決定方法の適正化】

- 親事業者の方から原材料の値上がりを当社に連絡してくれ、値上げ交渉をすることができる。（自動車）
- 2018年まで年1度の原価低減要請があったが、現在は新規受注時に継続期間を勘案した十分な協議を行っており、合意価格の値下げ要請は無くなった。（航空宇宙）
- ▲為替変動や部品価格の値上りなどの価格転嫁を競合相手は要求してこないことを理由に価格交渉に応じてくれない。要求すると転注される可能性もある。（自動車）
- ▲多くのスーパーは、原材料費が上がっても値上げを認めてくれない。親事業者は、協力会社に原価アップ分の一部負担を強いており、利益が出せない状況が続いている。（食料品製造業）

③【型取引の適正化】

- 昔は廃却申請を出しても廃却可の返事が返ってこなかつたが、一昨年(2019年)位から1週間以内に返事がくるようになった。取組みの成果だと思われる。（自動車）
- 金型の所有権は自社で小型の1,000型を所有しており、保管費用、廃棄に関する書面での取り決めはないが、保管費用を負担してもらえるようになり、長期未使用型は親事業者の了承を得た上で廃棄も認めてもらえるようになった。（自動車）
- 2019年頃から当社から申し出れば親事業者から預かっている金型の廃棄ができるようになるとともに、保管料も支払われるようになった。（電機・情報通信機器）
- ▲15年超の型の保管料、廃棄申請が認められない。未使用の型も保管しており、コストのしわ寄せが出ている。（輸送用機械器具製造業）
- ▲廃棄要請しても親事業者の担当が動かず、要請自体を諦めている。（自動車）

②【支払条件の改善】

- 親事業者からの申し出により2019年12月から、「月末締め、翌月末払い、ファクタリング（サイト115日）」から「100%現金」となった。（映像関連機器）
- 以前は半金半手（現金50%、手形50%）のサイト120日であったが、親事業者から申し出があり、1年前の2020年4月から100%現金払いに改善された。（輸送用機械器具製造業）
- ▲親事業者に対し、支払を手形から現金にするよう要望し、実現したが入金時に一方的に3%引いて振込まれた。（印刷業）
- ▲支払条件が月末締め翌月20日支払いの電子債権サイト180日。長すぎるので改善してほしい。（自動車）

④【知財・ノウハウの保護】

- 当社の知的財産については、過度な情報提供もなく、当社の要望も盛り込まれた契約内容になっている。（航空宇宙）
- ▲当社が親事業者に提供了製品のデータがその親事業者の海外にあるグループ企業に許可なく転用され、安価な競合品の製造に使用された。一部については当社から働きかけて止めることができたが、現在も無許可のまま転用が続いている。契約内容を厳しくしたいが、当社から強く求め過ぎると取引停止の可能性が高いので言えない。（産業機械）
- ▲型図面の提出を要求されたが、協力工場のノウハウも含まれているため拒否したところ、2020年に入ってから受注がなくなった。（産業機械）

⑤【働き方改革に伴うしわ寄せ防止】

- 働き方改革が始まつてから休日や夜間の作業を求められることが少くなり、時間管理が楽になった。（産業機械）
- ▲働き方改革施行前は親事業者で実施していた検査等を当社に依頼することが増えた。業務が増えた分を請求しようとすると、了承はするが他社は無償で実施していると言われ、当社も無償で実施せざる得ない。（自動車）

16. 知的財産取引検討会

- 令和2年7月に有識者を交えた検討会を設置。問題事例の確認・整理や今後の対応策について議論。
(座長：寺岡 寛 中京大学経営学部教授)
- 計8回開催し、知的財産取引に係る問題事例の把握や課題の洗い出しを進めるとともに、
 - ①ノウハウを含め知的財産権を事前の承諾を得ずに、他の目的に利用してはならないこと
 - ②金型の設計図面等の提供を強制しないことなどを示したガイドライン骨子及び契約書ひな形を令和2年9月に提示。下請振興法に基づく「振興基準」を改定。
- 更に、ガイドラインの定着等に向けて、外部専門人材の不足への対応や、中小企業における知財の重要性の認識向上に向けた施策についても議論を進め、令和3年3月にとりまとめ。

中小企業の知的財産に関する取引実態

- 公取委「製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書」(令和元年6月)
(報告事例) 営業秘密であるノウハウの開示等を強要される。名ばかりの共同研究開発契約の締結を強いられる。等
- 下請Gメン（取引調査員）によるヒアリング

1. 契約締結前

コスト削減のためという名目で共同研究を持ちかけられても当社の持つノウハウをさらけ出して持って行かれるおそれがあるので簡単には乗れない。<自動車>

2. 工場見学・工場監査

親事業者が立合いと言って工場を見学し、自社のノウハウを持っていかれて内製化されてしまった。<印刷>

3. 試作品開発

大手メーカー向けに、試作品を製作(特許技術)。内製化しない旨の誓約書を交わしたにもかかわらず、内製化を進めようとしていたことが判明。抗議したところ、「特許侵害の証拠を見せろ」といわれた。<半導体>

4. 取引開始後

・過去の主要取引先に金型図面を渡したら、そのまま海外でコピーされた。<化学>
・海外生産用金型の製造依頼を受け、設計図の有償譲渡はしているが、満足な価格になっていない。<自動車>

知的財産取引検討会 概要

構成員

学識者、弁護士、弁理士、大企業・中小企業、中小企業支援機関

●オブザーバー
中小企業団体、公正取引委員会、総務省、特許庁、経産省産政局・産技局

論点

- (1)適正な契約締結⇒ガイドライン・契約のひな形
- (2)外部専門人材の不足
- (3)中小企業における知財重要性の認識

スケジュール

- 第1回 現状と課題の整理(令和2年7月22日)
- 第2回 中小企業へのヒアリング(令和2年7月31日)
- 第3回 ガイドライン・契約書ひな形の方向性の検討(令和2年8月20日)
- 第4回 ガイドライン・契約書ひな形のとりまとめ(令和2年9月24日)
- 第5回～第7回 中小企業における知財活用方策について
- 第8回 とりまとめ

17.中小企業の知的財産・ノウハウの保護に向けて

1. 中小企業の知的財産に関する取引改善に向けた課題

課題：①適正な契約が締結できていない

＜主な生声＞

- ◆契約書等の案は大企業側から提示されることが多い。共同開発による成果を全て大企業側に帰属させるものや、中小企業のみが秘密保持義務を負うなど、一方的な内容が多い。

[中小企業経営者]

課題：②中小企業における知財への取組の不足

＜主な生声＞

- ◆自社の強みをよくわかっていない中小企業が多い。
中小企業に直接働きかけるだけでなく、よろず支援拠点など
中小企業支援機関を通じて働きかけを行うのが良い。
[知財コンサル]

課題：③外部専門人材の不足

＜主な生声＞

- ◆中小企業の実務がわかる知財の専門家は本当に少ない。かつてビジネス感覚の無い「知財専門家」のアドバイスを受けたが、特許を取ることが目的となってしまい、経営戦略としては失敗だった。【中小企業経営者】

2. ガイドラインの概要と契約書ひな形のポイント

<ガイドラインの概要>

- ①共同研究開発によって得られた成果の帰属は、技術やアイデアの貢献度によって決められることが原則である。
- ②監査等を行う場合、あらかじめ監査等を必要とする箇所を明らかにし、
また監査等の目的を達成するために必要な範囲を超えてノウハウ等の提供を求めてはならない。
- ③試作品や技術指導により得た情報を秘密情報として取扱うなど、
ノウハウを含む知的財産権を事前の承諾を得ずに、他の目的に利用等してはならない。
- ④製造委託の目的物とされていない、金型の設計図面等の提供を強制しない。
これらの提供を求め、又は利用する場合は、相当な対価を支払う。 等

ガイドラインを踏まえ、①秘密保持、②共同開発、③開発委託、④製造委託 に関する契約についての契約書ひな形を作成。

3. 知財取引適正化の定着に向けての取組

- ◆本年3月に、業界団体に対して、ガイドラインおよび契約書ひな形について参加企業への周知を要請。
- ◆さらに、ガイドラインや契約書ひな形に基づく取引の実施について、振興基準に反映。

【参考】知的財産・ノウハウの保護

中小企業の皆さん

企業経営のあらゆるところに「知的財産」があります！

こんな話に
お心当たり
ありませんか？

見積書の詳細な内訳の提出を求められた

退職した従業員が同業他社に再就職し、顧客が奪われた

QC工程表に自社の技術情報を記載するように求められた

工場見学の際、門外不出の製造工程情報を提供しないと発注できないと言われた

共同で開発した技術なのに、特許出願人に加えてもらえなかった

相見積りの際、ライバル会社に示された仕様書に自社が作成した設計図面が使用されていた

秘密保持誓約書を提出させられたが、自社の側だけが義務のかかる内容だった

ソースコードの開示要請にやむなく応じたが、その後、取引を一方的に打ち切られ内製された

番組で使用しなかった映像素材の著作権を無償で譲渡させられた

共同で制作したデザイン/映像なのに、創作者/著作者として扱ってもらえなかった

技術情報

～技術やノウハウ～

- ・設計図・設計データ
- ・製品仕様書
- ・生産用図面
- ・原材料組成
- ・製造原価計算書
- ・試作品
- ・基準（設計、生産、検査）
- ・技術関連会議の議事録
- ・研究開発データ、報告書
- ・設計手順書
- ・製造工程表
- ・加工条件
- ・技能者の技
- ・未出願の発明

営業情報

～営業上の情報～

- ・顧客名簿
- ・仕入れ先リスト
- ・納入伝票
- ・人事情報
- ・経営計画
- ・販売マニュアル
- ・訴訟関連書類
- ・役員会議事録、稟議書
- ・投資計画、資金調達計画
- ・業務提携、出資関係情報
- ・取引先への納入価格
- ・仕入れ価格
- ・売掛／買掛台帳（月報）
- ・経理・財務データ
- ・取引基本契約書等
- ・顧客クレーム
- ・取引先の信用調査資料

権利情報

～権利化された財産～

- ・特許権、実用新案権、意匠権、商標権
- ・著作権、回路配置利用権
- ・営業秘密、商号

相談
窓口

INPIT 知財総合支援窓口
TEL: 0570-082100



※全国47都道府県に設置されたお近くの相談窓口におつなぎいたします。

2021年11月2日



中小企業・小規模事業者向け **原油価格上昇に関する特別相談窓口を設置します**

～原材料・エネルギーコスト高でお困りの方、積極的にご活用ください！！～

中小企業庁は、原材料・エネルギーコスト高の影響を受けた中小企業・小規模事業者に対する資金繰り支援策として、日本政策金融公庫等の制度（別紙1参照）の実施に合わせて、中小企業・小規模事業者からの様々な相談を受け付ける特別相談窓口を本日から設置します。

1. 特別相談窓口の設置

日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、都道府県商工会連合会、都道府県中小企業団体中央会及びよろず支援拠点、並びに全国商店街振興組合連合会、中小企業基盤整備機構各地域本部及び各地方経済産業局に「原油価格上昇に関する特別相談窓口」を本日付で設置し、原油価格上昇の影響により資金繰りに困難を来している中小企業者に対する資金繰りや経営に関する相談を受け付けます。（窓口一覧は[こちら](#)）

2. セーフティネット貸付の運用緩和

日本政策金融公庫が実施するセーフティネット貸付の要件を緩和し、支援対象を原材料・エネルギーコスト高により今後の影響が懸念される事業者にまで拡大します。

3. 下請事業者に対する配慮要請

関係事業者団体約1,400団体に対して、原材料・エネルギーコスト増加分の適正な価格転嫁等を要請する経済産業大臣名の文書を発出します。（別紙2参照）
また、親事業者による一方的な価格設定などの買いたたきや減額など違反行為が認められた場合は、下請代金支払遅延等防止法に基づき、厳正に対処します。

原材料・エネルギーコスト高でお困りの方、お気軽にご活用ください。

9経済 2021年(令和3年) 11月3日 水曜日 沖縄タイムス

原油高騰で相談窓口

沖縄総合事務局中小企業課や沖縄振興開発金融公庫など県内事業者を支援する12機関が2日、原油価格などの上昇に関する特別相談窓口をそれぞれ設置した。事業者の資金繰りや、経営に関する相談を受け付ける。

窓口を設置したのは、このほか商工中金那覇支店や県信用保証協会、那覇、沖縄、宮古島、浦添の4商工会議所、県商

県内12機関が設置

工會連合会、県中小企業団体中央会、県よろず支援拠点、中小機構沖縄事務所。県よろず支援拠点の上地哲チーフコーディネーターは「ガソリン価格が高騰し、家計の負担も増す中ではサービスの値上げも難しく、資金繰りはかなり厳しくなる。相談は間違いなく増えるだろう」と指摘する。

その上で「いかに生産効率を上げるか、他の経費をどう抑えるかなど、相談内容を聞きながら対策と一緒に考えていく」と話した。

(5) 経済 2021年(令和3年) 11月3日 水曜日 王亮 王求 素子 幸良

原油上昇で相談窓口 公庫、中小対象

沖縄総合事務局経済産業部は2日、沖縄振興開発金融公庫の各支店など16カ所に「原油価格上昇に関する特別相談窓口」を設置したと発表した。原油価格上昇の影響を受けている中小企

業や小規模事業者などを対象に、資金繰りや経営に関する相談を受け付ける。

各窓口の問い合わせは沖縄総合事務局経済産業部☎098(866)1755まで。

経済産業省

官 印 省 略
2021.10.28 中第3号
令和3年1月2日

関係事業者団体代表者 殿

経済産業大臣

原材料・エネルギーコスト増の影響を受ける下請事業者に対する配慮について

現在、原油価格がおよそ7年振りの水準まで値上がりしており、最近の円安の進展も相まって、原油をはじめとするエネルギーコストや原材料価格の上昇によって、とりわけ中小企業・小規模事業者の収益が強く圧迫されることが懸念されています。

下請中小企業者と親事業者との取引対価の決定方法については、下請中小企業振興法第三条に基づく振興基準（下請事業者及び親事業者によるべき一般的な基準、以下「振興基準」という。）第4において、材料費、市価の動向等の要素を考慮した合理的な算定方法に基づき、下請中小企業の適正な利益を含み、下請事業者及び親事業者が協議して決定するものとされております。また、親事業者による一方的な価格設定などの買いたたきや減額などは、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請代金法」という。）においては、禁止行為として規定されているところです。

貴団体におかれでは、現下の状況を踏まえ、上記振興基準や下請代金法の趣旨に照らし、下請事業者から価格交渉の申出があった場合には積極的に応じ、取引対価は原材料価格・エネルギーコストの上昇分を考慮した上で、十分に協議し決定するなど、方法と単価の両面において適切な価格決定がなされるよう、会員企業に対して周知されるよう要請します。

なお、一方的な価格設定などの買いたたきや減額など、下請代金法による違法行為が認められた場合には、公正取引委員会とも連携しつつ、厳正に対処してまいります。

〔下請中小企業振興法（抜粋）〕

第三条 経済産業大臣は、下請中小企業の振興を図るため下請事業者及び親事業者のよるべき一般的な基準（以下「振興基準」という。）を定めなければならない。

〔振興基準（抜粋）〕

第4 対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項

1) 対価の決定の方法の改善

(1) 取引対価は、品質、数量、納期の長短、納入頻度の多寡、代金の支払方法、原材料費、労務費、運送費、保管費等諸経費、市価の動向等の要素を考慮した合理的な算定方式に基づき、下請中小企業の適正な利益を含み、労働時間短縮等労働条件の改善が可能となるよう、下請事業者及び親事業者が十分に協議して決定するものとする。

〔下請代金法（抜粋）〕

第四条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあっては、第一号及び第四号を除く。）に掲げる行為をしてはならない。

(減額)

三 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減ずること。

(買いたたき)

五 下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定めること。

ご静聴、有り難うございました。

適正な取引に
ご協力をお願いします。